

井戸汚水（下水）の概要

1. 井戸汚水（下水）とは

ご家庭又は地域などで井戸を所有し、その水を汲み上げて生活用水等に使用した際の排水が下水道に流入する場合の井戸水のことをいいます。

2. 使用料について

1 項で「下水道に流入する場合」と記載しているとおり、下水道に流入した井戸水は、下水処理場で処理され放流されるため処理費がかかります。

3. 使用料の賦課について

井戸汚水（下水）については、井戸水使用者の方から提出された届出内容に基づいて算出された金額を賦課しています。

4. 使用料の算出方法について

下記の方法で 1 か月分の使用量を算出し、それに単価を掛け消費税及び地方消費税を加えます。

①家庭用・上水道と井戸水併用の場合

→（お住まいの人数）× 1 m³

②家庭用・井戸水専用の場合

→（井戸水を汲み上げる設備の能力）× 1 日の使用時間 × 1 か月の使用日数 × 0.5

※設備の能力は 1 時間あたりに換算します。

③事業用

→（井戸水を汲み上げる設備の能力）× 1 日の使用時間 × 1 か月の使用日数 × 0.5

※設備の能力は 1 時間あたりに換算します。

④その他

→上記①～③のほか、計量によるもの

5. 使用の開始・中止・各種変更について

井戸汚水（下水）の使用を開始・中止する場合や井戸汚水（下水）の使用状況に変更が発生した場合は、速やかにご連絡をいただくとともに、届出の提出が必要になります。

適切な使用料を賦課するためには、お客様からの速やかな連絡が大切になります。

6. 適用される条例など

井戸汚水（下水）については、下記条例などで定められています。

① 宇部市下水道条例

② 宇部市下水道条例施行規則